

内閣参質二〇〇第九四号

令和元年十二月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員嘉田由紀子君提出離婚後の親権のあり方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員嘉田由紀子君提出離婚後の親権のあり方に関する質問に対する答弁書

一、二、四及び五について

一般に、父母の離婚後も父母が共に親権者となることを認める制度を導入した場合には、父母が離婚後も子の養育に積極的に関わるようになることが期待される一方で、子の養育について適時に適切な合意を形成することができないときは子の利益を害するおそれがあるとされている。

父母の離婚後の親権制度の在り方については、現在、法務省において子の利益を最優先に考える観点から、検討しているところである。

三について

最高裁判所事務総局家庭局長の御指摘の答弁における具体的な文言が意味するところ等については、政府として見解を述べる立場はない。